

豊田市信用保証料緊急経済対策 補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、補助対象融資資金（以下「対象融資資金」という。）に係る信用保証料に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「対象融資資金」とは、愛知県融資制度の「経済環境適応資金・サポート資金【経済対策特別】」をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、市内の中小企業者が借り入れた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助することにより、当該中小企業者を支援し、もって本市の商工業の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、対象融資資金を借り入れた中小企業者で、次の各号のすべてを満たす者とする。

- （1）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいないこと。
- （2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- （3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- （4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便

宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。

(7) 市内に住所（法人の場合は、本店の所在地）を有すること。

(8) 市内に事業所を有すること。

(9) 愛知県信用保証協会の保証対象者であること。

(10) 別表第1に掲げる金融機関から対象融資資金を借り入れていること。

(11) 市内において対象融資資金を運用すること。

(12) 信用保証料を一括で支払っていること。

(13) 豊田市税を滞納していないこと。

（補助金額等）

第5条 補助金の額は、この要綱の施行日以後に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料であって、補助対象事業者が支払った金額とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、1件の申請につき50万円を限度とする。

（補助金交付の除外）

第6条 補助対象は、新規借入融資資金のみとし、借換を含む借入に係る信用保証料については、この補助金の交付の対象としない。

2 対象融資資金に係る融資制度によって認められた既往債務の返済猶予に係る信用保証料については、交付の対象としない。

3 同一会計年度内における対象融資資金に係る補助金の交付は1回限りとし、補助金の交付を受けた者が同一会計年度内に新たに借り入れた対象融資資金に係る信用保証料は、補助の対象としない。

（補助金の交付申請手続等）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に別表第2に掲げる書類を添付し、対象融資資金を借り入れた日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項における行為は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年条例第1号）の規定により、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算

機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

(交付可否の決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定をし、豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(補助金の交付)

第9条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業者から補助金の請求を受けたときは、前条第1項の規定により確定した補助金額を当該補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載して補助金の交付を受けたとき。

(2) 第4条第1号から第6号までのいずれかに該当したとき。

(調査等)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、取扱金融機関及び補助事業者に対して、指示をし、調査を行い、又は報告を求めることができる。

(繰上償還による補助金の返還)

第12条 補助事業者は、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等により借入金の繰上償還を行い、信用保証料の一部の返戻を受けたとき、又は返戻を受けることが確実であるときは、既に交付を受けた補助金額から返戻額を基に算出した繰上償還後の補助金額を控除した額を市長に返還しなければならない。

2 前項の繰上償還後の補助金額は、繰上償還した対象融資資金を借り入れる際に一括支払いした信用保証料の額から、繰上償還に伴う信用保証料の返戻額を控除した額とする。ただし、算出された金額が50万円を超える場合は、繰上償還後の補助

金額は50万円とする。

- 3 前項の場合において、算出された繰上償還後の補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（提出代行取扱金融機関）

第13条 第7条に規定する補助金の交付申請は、次項に規定する金融機関が代行して行うことができる。なお、その他の者が手続きを代行する場合は、申請者からの委任を受けたことがわかる書面を提出しなければならない。

- 2 交付の申請を代行する取扱金融機関（以下「提出代行取扱金融機関」という。）は、次の各号のすべてを満たすこと。

- （1）対象融資における債務（以下「対象債務」という。）に対する債権を有する取扱金融機関であること。

- （2）補助対象事業者が対象債務にかかわる信用保証料を支払ったことを確認していること。

- （3）対象債務に係る情報を市長へ提供することを承諾していること。

- 3 提出代行取扱金融機関は、補助事業者が虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け又は受けようとしたときは、速やかに市長に報告するものとする。

（職権修正）

第14条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、申請者から提出された第7条に規定する書類に不備があるときは、当該事務に従事する職員にこれを修正させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日（以下「失効期日」という。）限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効期日までに融資が実行されたものについては、引き続きその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

取扱金融機関

三菱ＵＦＪ銀行	大垣共立銀行
三井住友銀行	岡崎信用金庫
十六銀行	碧海信用金庫
三十三銀行	百五銀行
あいち銀行	豊田信用金庫
名古屋銀行	瀬戸信用金庫

別表第 2（第 7 条関係）

添 付 書 類

区 分	添 付 書 類
経済環境適応資金・サポート資金【経済対策特別】	1. 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2. 信用保証書の写し 3. 法人の履歴事項全部証明書の写し（法人に限る。3 か月以内に発行されたものに限る。） 4. 役員名簿（役員の氏名、役職名、生年月日、住所が記載されたもの） 5. その他市長が必要と認める書類

信用保証料緊急経済対策補助金交付申請書兼実績報告書
（経済環境適応資金・サポート資金【経済対策特別】）

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市補助金等交付規則第 4 条及び第 1 0 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	経済環境適応資金・サポート資金【経済対策特別】
融資資金借入日	年 月 日
融資金額	_____ 千円
信用保証料額	_____ 円
補助金申請額	_____ 0 0 0 円 （補助金上限額 5 0 0 , 0 0 0 円）
補助金申請の同意・誓約事項 (☑チェックしてください。)	☐ 豊田市税を滞納していません。
	☐ 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。
	☐ 本補助金の申請は、今年度 1 回目です。
	☐ 当該融資は、借換を含みません。

書類提出日

年 月 日

(申請者) 住 所

法人名・商号

氏 名

上記申請者が信用保証料を支払ったことを確認しました。

所在地：

金融機関名・支店名：

担当者氏名・連絡先：

様式第2号（第8条関係）

豊産振発第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました令和 年度信用保証料補助金について、豊田市補助金等交付規則第 5 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

記

対象融資資金（略称）	経済環境適応資金・サポート資金【経済対策特別】
保証番号	
融資資金借入日	
補助対象融資額	
補助対象信用保証料	
補助率	100%
補助金額	円

※信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。